



アイドリング・ストップ運動 Q & A

Q アイドリング・ストップって何？

A 自動車を駐停車させている時のエンジンのかけっぱなし(アイドリング)ができる限りやめようということです。

Q 交差点や踏切などではアイドリング・ストップするのですか？エンジンを再始動したとき、排出ガスがよりたくさんでるのではないか？

A エンジンの始動時には、一般に排出ガス量が増えます。従って、一律にはいえませんが、周囲の状況も見ながら、1分以上停止することが予想される場合はアイドリング・ストップを考えてみてはいかがでしょうか。

Q アイドリング・ストップをすれば、燃料をどれくらい節約できるのですか？環境にはどれくらいやさしいのですか？

A ガソリン乗用車では、10分間のアイドリングを止めれば、約0.14リットルの燃料の節約と約90gのCO₂の排出削減になります。

(環境の保全と創造に関する条例)

第72条 自動車を運転する者は、自動車を停止している場合には、当該自動車の原動機をみだりに稼働させてはならない。

2 自動車を運転する者は、自動車を停止している場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該自動車の原動機を停止しなければならない。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定により自動車を停止しなければならない場合、交通の混雑その他道路又は交通の状況により自動車を停止する場合、当該自動車が特殊自動車(同法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車をいう)、乗合自動車(同法第27条第1項に規定する乗合自動車をいう)又は緊急自動車(同法第39条第1項に規定する緊急自動車をいう)である場合、運転を始める前に当該自動車の原動機を暖めるために当該原動機を稼働させる場合その他自動車の原動機を稼働させることについて知事がやむを得ないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 当該自動車の停止が駐車(道路交通法第2条第1項第18号に規定する駐車をいう)にあたるとき(当該自動車に人が乗車しているとき、又は当該自動車の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置(自動車の客室内の冷房又は暖房を行うための装置を除く)の動力として使用しているときを除く)。

(2) 前号に掲げるもののほか、原動機を稼働させる必要がないものとして規則で定めるとき。